

平成 30 年度決算検査報告の概要

瀬川 翔太

(決算委員会調査室)

《要旨》

平成 30 年度決算検査報告は、令和元年 11 月 19 日に平成 30 年度決算とともに国会に提出された。

今般の検査報告における掲記件数は 335 件、指摘金額の総額は 1,002 億 3,058 万円であり、過去 10 年でみると、掲記件数は最少、指摘金額は平成 28 年度に次いで 2 番目に少なかった。

今般の検査報告では、農業用ため池の防災減災対策に係る調査等が不適切な事態、耐震診断を実施した建築物の耐震改修が実施されていなかった事態、河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査が実施されていなかった事態等、国民生活の安全性の確保に関する指摘が多く掲記されていることが特徴的である。

国会においては、政府に対する事後的な財政統制を機能させるべく、今般の検査報告を積極的に活用するとともに、会計検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を内閣に一層促すことが重要である。

1. はじめに

検査報告は、憲法第 90 条及び会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 29 条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が 1 年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書で、検査が終了した国の収入支出の決算を回付する際、同時に内閣に送付され、決算とともに内閣から国会に提出される。この検査報告は、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。平成 30 年度決算検査報告（以下「30 年度検査報告」という。）は、検査院が平成 30 年 10 月から令和元年 9 月までに実施した検査の結果が掲載されているものであり、元年 11 月 8 日に検査院から内閣に送付され、第 200 回国会（臨時会）中の元年 11 月 19 日に平成 30 年度決算とともに内閣から国会に提出された。

本稿では、30 年度検査報告の全体像について概観した上で、掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 30年度検査報告について

(1) 構成

検査報告には、国の収入支出の決算の確認、決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項、会計検査院法第34条及び第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果など8項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第29条）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることになっている（会計検査院法施行規則第15条）。このように、検査報告の内容は広範多岐にわたるが、検査院による検査結果が記述されているのは、主として図表1に示した七つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項¹」、「処置済事項」、「特記事項」は、通例「指摘事項」と呼ばれ、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。

30年度検査報告についてみると、第1章では検査の概要、第2章では国の決算の確認、第3章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第4章では随時報告²、検査要請³事項の報告及び特定検査状況⁴、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されており、以上の本編で984頁になる⁵。

図表1 検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
	処 置 済 事 項	検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じた事項
	特 記 事 項	特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項
随 時 報 告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 検査院資料を基に作成

¹ 意見表示・処置要求事項は、会計検査院法第34条又は第36条に基づくものであり、第34条に基づくものは会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第36条に基づくものは法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

² 随時報告は、平成17年の会計検査院法改正により創設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項等に関し、各年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うとともに、その概要を検査報告に掲記している。

³ 検査要請は、平成9年の国会法及び会計検査院法の改正により創設された制度で、国会からの求めに応じ、特定の事項について検査した結果を報告するとともに、その概要を検査報告に掲記している。

⁴ 特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、検査院の問題意識が示されたものであり、国会審議における重要な材料となり得る。

⁵ 検査報告は、検査院のウェブサイトにて全文が公開されている<<http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/index.html>> (令2.1.22最終アクセス)。

(2) 検査方針

検査院は、毎年10月頃から翌年9月頃までの1年間を「検査年次」としており、検査報告には、毎検査年次の検査結果が掲載されている。検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めており、30年度検査報告は、平成30年9月7日に策定された「平成31年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：30年10月から31年（令和元年）9月まで）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同検査方針では、重点的な検査対象施策分野として、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、情報通信（IT）の9項目を挙げているほか、複数の府省等により横断的に実施されている施策や国民の関心の高い事項等について、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなどとしている。

(3) 検査対象

検査対象は、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第22条）と、検査院が必要と認めた場合又は内閣の請求がある場合に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第23条第1項）がある。平成31年次検査における必要的検査対象は、国会、裁判所、内閣、内閣府ほか11省等の会計や、国が資本金の2分の1以上を出資している政府関係機関、事業団、独立行政法人等212法人、日本放送協会の会計等である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等財政援助を与えた5,596団体等（都道府県、市町村等）の会計、国が資本金の一部を出資している8法人（中部国際空港株式会社等）の会計、国が出資した法人が更に出資している19法人（北海道旅客鉄道株式会社等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と72法人等との契約に関する会計である。

これらの検査対象機関に対しては、書面検査及び実地検査⁶が行われ、直近3か年次の実地検査の実施状況は図表2のとおりである。

図表2 直近3か年次の実地検査の実施率

年次	平成29年次 (28年度検査報告)			平成30年次 (29年度検査報告)			平成31年次 (30年度検査報告)		
	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本社、主要な 地方出先機関等	4,485	1,854	41.3%	4,468	1,890	42.3%	4,466	1,865	41.7%
その他の 地方出先機関等	6,643	1,087	16.3%	6,652	1,089	16.3%	6,631	1,100	16.5%
郵便局、駅等	20,566	42	0.2%	20,408	22	0.1%	20,408	77	0.4%
計	31,694	2,983	9.4%	31,528	3,001	9.5%	31,505	3,042	9.6%

(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた団体等についても、それぞれ平成29年次5,222団体等、30年次4,637団体等、31年次5,596団体等へ実地検査を実施している。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

⁶ 書面検査は、検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類について、在庁して行う検査。平成31年次の書面検査では、30年度分の計算書約12万5千冊及びその証拠書類約3,936万枚等が対象とされた。また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所や団体等に検査院職員を派遣して、実地に、帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明聴取等を行ったりする検査。

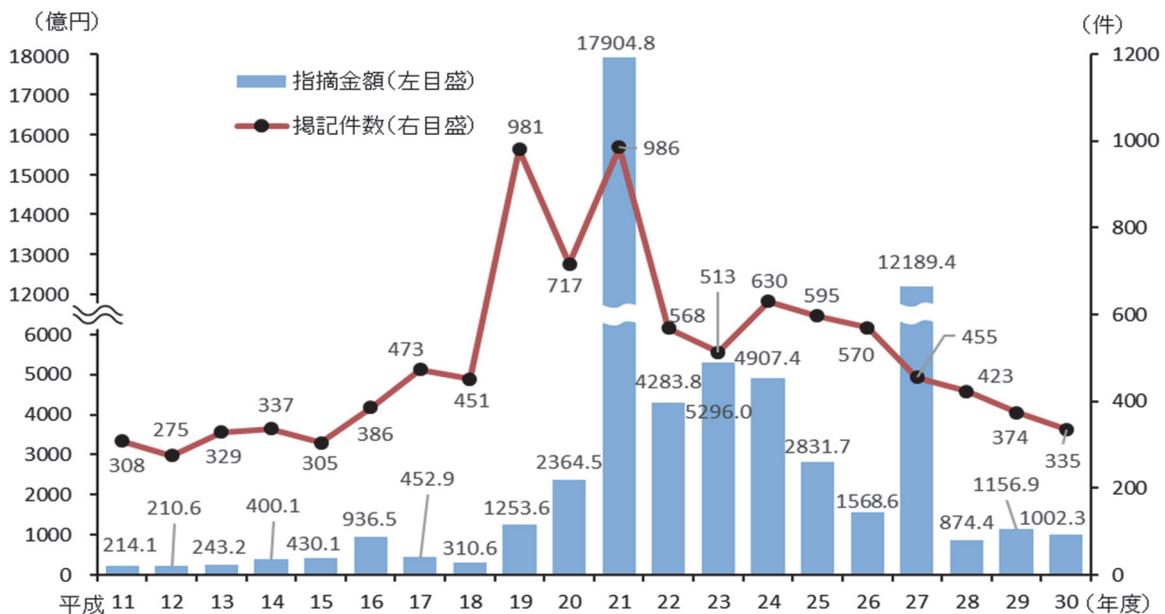
3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

30年度検査報告に掲記された事項等の総件数は335件、指摘金額⁷の総額は1,002億3,058万円となり、過去10年でみると、掲記件数は最少、指摘金額は平成28年度に次いで2番目に少なかった。案件別の指摘金額では、経済産業省の「独立行政法人中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における政府出資金の規模等について」の202億円が最大であり、掲記件数では、厚生労働省の91件が最も多く、その中でも「国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大」に係るものが24件（前年度27件）を占めている。

また、過去20年間の掲記件数及び指摘金額の推移は図表3のとおりであり、掲記件数は21年度をピークとして、その後、低減傾向にある。ここ10年間において、指摘金額に大幅な増減がみられるのは、資金、基金等のストックに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。例えば、平成27年度決算検査報告に掲記されていた金融庁に対する意見表示「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について」の指摘金額は1件で1兆964億円に上っており、同年度の検査報告の指摘金額が多額となる主な要因となっている。

図表3 掲記件数及び指摘金額の推移（過去20年間）



(出所) 各年度の検査報告を基に作成

⁷ 指摘金額とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを、背景金額と呼び、指摘金額と区別している。

(2) 事項等別の概要

掲記された事項等を区分別にみると、「不当事項」等の指摘事項が325件、「随時報告」が4件、「検査要請事項の報告」が2件、「特定検査状況」が4件、それぞれ掲記されている。指摘事項の内訳を類型別にみると、「不当事項」の件数が、近年減少傾向にあるものの、指摘事項の75.8%（335件中254件）を占めている。また、事項等別の件数の推移をみると、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数は、平成25年度までは増加傾向にあったが、26年度に半減し、以後、低減傾向にある。「随時報告」については、3年連続で件数が減少、「特定検査状況」については、件数は少ないながらも、一定数継続して掲記されている（図表4～6参照）。

図表4 事項等別件数推移（過去10年間）

事項等		年度									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
指摘事項	不当事項	874	425	357	470	402	450	345	333	292	254
	意見表示・処置要求事項	66	76	81	77	100	49	43	28	28	27
	処置済事項	39	54	53	64	76	57	49	47	39	44
	特記事項	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
随時報告		6	10	13	8	8	6	10	9	7	4
検査要請事項の報告		3	1	9	6	1	2	2	2	3	2
特定検査状況		4	6	6	7	9	6	6	3	5	4
計		986	568	513	630	595	570	455	423	374	335

(注)「随時報告」は他の事項としても掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

図表5 30年度検査報告に掲記された随時報告一覧（4件）

	随時報告の件名	報告年月日
1	租税特別措置（中小企業等の貸倒引当金の特例）の適用状況及び検証状況について	平成30年11月30日
2	国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について	平成30年12月21日
3	年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について	平成31年4月24日
4	独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について	令和元年7月26日

(出所) 30年度検査報告を基に作成

図表6 30年度検査報告に掲記された検査要請報告一覧（2件）

	検査要請に係る報告の件名	検査要請年月日	報告年月日
1	中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について	平成29年6月5日 参議院（決算委員会）	平成30年12月21日
2	有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達に関する会計検査の結果について	平成30年6月18日 参議院（決算委員会）	令和元年10月18日

（出所）30年度検査報告等を基に作成

なお、上記検査要請事項については、例年参議院決算委員会からの要請に基づく報告がその大半を占めている⁸。

（3）省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、掲記件数では、厚生労働省が最も多く、農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省と続く。また、指摘金額では、経済産業省が最も多く、財務省、農林水産省、防衛省、外務省と続いている（図表7参照）。省庁等別の指摘事項の掲記件数及び指摘金額の詳細は、図表8のとおりである。

図表7 掲記件数及び指摘金額が多かった省庁等

省庁名	掲記件数	省庁名	指摘金額
厚生労働省	91件	経済産業省	203億円
農林水産省	45件	財務省	154億円
文部科学省	39件	農林水産省	141億円
国土交通省	30件	防衛省	95億円
環境省	23件	外務省	80億円

（出所）30年度検査報告を基に作成

⁸ 検査要請については、制度が創設されて以降、参議院決算委員会から45件の検査要請が行われている。そのほか、他委員会における検査要請の状況は、衆議院決算行政監視委員会から1件（平成10年4月）、参議院行政監視委員会から1件（平成12年3月）、参議院予算委員会から1件（平成29年3月）となっている。

図表8 省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

(単位：件、万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項			処置済事項		計				
			会計検査院法 34条関係	会計検査院法34条 及び36条関係	会計検査院法 36条関係							
国会（衆議院）					1	94,448		1	94,448			
内閣（内閣官房）				1	※			1	※			
内閣府（内閣府本府）	11	17,540		1	※	2	402,675	14	※420,215			
内閣府（宮内庁）							1	5,846	1	5,846		
内閣府（金融庁）							1	2,025	1	2,025		
総務省	8	67,855		2	345,274	2	131,946	1	22,950	13	568,025	
法務省								1	235,845	1	235,845	
外務省						2	801,511	1	2,994	3	804,505	
財務省	1	21,279						4	1,523,617	5	1,544,771	
文部科学省	36	66,474		1	24,305			2	403,472	39	494,251	
厚生労働省	81	184,369	1	3,994	3	31,797	2	3,658	4	30,322	91	254,140
農林水産省	39	47,181	1	2,677			3	1,357,299	2	3,659	45	1,410,816
経済産業省	15	8,694					1	2,026,103			16	2,034,797
国土交通省	23	33,781	1	268,060			1	81,655	5	61,076	30	444,572
環境省	19	30,393					1	13,589	3	87,639	23	131,621
防衛省	1	2,174						8	951,117	9	953,291	
日本私立学校振興・共済事業団	12	27,840									12	27,840
日本銀行								1	970	1	970	
日本中央競馬会							1	154,484			1	154,484
東京地下鉄(株)	1	1,710									1	1,710
東日本高速道路(株)								1	14,889	1	14,889	
中日本高速道路(株)								1	2,678	1	2,678	
西日本高速道路(株)								1	5,557	1	5,557	
本州四国連絡高速道路(株)								1	5,964	1	5,964	
日本年金機構	1	130	1	6,674							2	6,804
(独)国立美術館	1	530									1	530
(独)国際協力機構							1	※			1	※
(独)日本スポーツ振興センター								1	8,377	1	8,377	
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	353									1	353
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構								1	11,966	1	11,966	
(独)国立病院機構	1	3,582									1	3,582
(独)中小企業基盤整備機構							1	※			1	※
(独)都市再生機構								1	195,021	1	195,021	
(独)日本高速道路保有・債務返済機構							1	9,910			1	9,910
(国研)日本原子力研究開発機構								1	109,675	1	109,675	
(独)地域医療機能推進機構	1	2,667									1	2,667
国立大学法人山梨大学	1	45,554									1	45,554
阪神国際港湾(株)	1	20,065									1	20,065
日本郵便(株)								1	5,083	1	5,083	
東京電力ホールディングス(株)								1	195	1	195	
合計	254	572,187	4	281,405	6	401,376	17	5,077,278	44	3,690,937	325	10,023,058

(注1) 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)、国立研究開発法人→(国研)

(注2) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注3) 複数の省庁等に係る指摘については、金額は一方の省庁等のみ掲載しており、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。なお、重複分の金額を掲載していない省庁等には※印を付した。

(注4) 「不当事項」及び「意見表示・処置要求事項」の両方において取り上げられている事項については、金額の合計に当たってその重複分を控除しているため、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(出所) 30年度検査報告を基に作成

4. 主な個別の掲記事項

30 年度検査報告では、平成 31 年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野に加え、国民の関心の高い事項として、財政の現状を踏まえ、財務、予算・経理の適正な執行、行政経費の効率化、制度・事業の効果的な運営等のほか、度重なる自然災害の発生等により関心が高まった国民生活の安全性の確保に関するもの等が掲記されている。

ここでは、30 年度検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する⁹。

(1) 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例 1：農業用ため池の防災減災対策に係る不適切な調査等

農林水産省は、農業用ため池の防災減災事業として、都道府県、市町村等に対して、ため池の現状に応じて豪雨調査又は耐震調査を実施すること、調査の結果、改修が必要とされたため池（要改修ため池）について、速やかな改修実施に努め、それまでの間は、監視・管理体制の強化等のソフト対策を講ずることを求めている。23 府県 10,346 か所のため池を検査院が検査したところ、①豪雨調査においてため池 3,899 か所が改修の必要性を適切に判定されていない事態、②耐震調査においてため池 142 か所が改修の必要性を適切に判定されていない事態、③要改修ため池 1,554 か所において、改修実施までの間にソフト対策が講じられておらず、このうち、1,342 か所においては、ソフト対策の実施に係る調整等も行われていない事態が明らかとなった。

事例 2：ダム等の操作監視等に係る重要設備が設置された管理施設の耐震性が不十分

農林水産省は、ダム、頭首工等の基幹的な農業水利施設の新設、更新、改修等を実施しており、施設の重要度に応じた耐震対策等を推進するとしている。検査院が検査したところ、施設の新設、更新等に当たり、①ダム及び頭首工の操作・監視設備等（重要設備）が設置されている管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスより低く、大地震動後に重要設備の機能が確保できなくなるおそれがある事態、②重要設備を設置する既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応しているか確認していなかった事態等が明らかとなった。

事例 3：耐震診断を実施した建築物の耐震改修が未実施

国土交通省は、耐震診断、耐震改修等を行う民間事業者を補助する地方公共団体等に対して交付金等を交付している。平成 25 年度から 29 年度までの間に 14 都道府県で耐震診断を行った既存耐震不適格建築物 5,042 棟について検査院が検査したところ、3,789 棟について耐震性が不十分と判定されていたが、このうち、①458 棟（交付金等交付額 4 億 2,732 万円）について 31 年 3 月末現在で耐震改修が未実施であるのに所管行政庁が一度も指導及び助言を行っていない事態、②993 棟について所管行政庁が耐震改修の実施状況を把握しておらず、令和元年 6 月に検査院が所管行政庁に依頼した調査の結果、

⁹ 各事例タイトルに【】が付されたもの（本稿では、事例 13）は、図表 1 の掲記区分中、指摘事項以外に該当するものを表す。無表記のものは指摘事項を表す。

このうち 304 棟（同 3 億 8,923 万円）は実際に耐震改修が未実施であった事態等が明らかとなった。

事例 4：河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査が未実施

国土交通省は、河川管理施設等を整備する地方公共団体に対して交付金等を交付している。河川管理施設等の防災施設には、建屋のほか水門のゲートや雨水排水ポンプ場のポンプなどの設備（防災施設本体）及びこれらを電気で稼働する制御装置等や自家発電設備等の設備（電気設備）がある。平成 30 年度末までに防災施設本体の耐震調査を実施していた 272 施設について検査院が検査したところ、8 県及び 21 市町が管理する 158 施設（交付金等相当額 945 億 1,337 万円）について電気設備の耐震調査が実施されておらず所要の耐震性が確保されているか不明となっている事態等が明らかとなった。国土交通省は、地方公共団体に対して、防災施設に設置されている電気設備の耐震調査を実施することの必要性について周知するなどの処置を講じた。

（2）予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例 5：企業主導型保育施設整備に係る虚偽の内容の報告書による過大な助成金

内閣府は、子ども・子育て支援法に基づき、保育所等の待機児童の解消を図るため、平成 28 年度から企業主導型保育施設の整備等を行う一般事業者等に対し、補助事業者（28、29 年度は（公財）児童育成協会）を通じて助成金を交付している。検査院が検査したところ、28、29 年度に、（株）Top Counselings が富山市内で行った保育施設の整備（助成金額 6,523 万円）において、工事金額の水増しに加え、保育施設と関係のない部分の改修費用を含めた虚偽の内容の事業完了報告書を同社が同協会に提出し、同報告書に係る協会の審査及び確認が十分でなく、助成金が過大に交付されていた事態が明らかとなった。検査院は適正な助成金を 3,695 万円と算定し、差額の 2,827 万円を不当とした。

事例 6：有償援助（FMS）調達に係る返済金の請求を行っていなかった事態

アメリカ合衆国政府は、FMS において前払金の精算により生じた余剰金以外で日本に返還可能な資金が生じた場合、保管勘定で管理している。検査院が検査したところ、過去に日本が参加した電子戦国際安全保障プログラムへの拠出金の分担割合が減少したことに伴い、平成 10 年に合衆国政府から当該拠出金の一部が返還され保管勘定の一つである 3DD に入金されており、遅くとも 25 年度末には約 43 万米ドルの残高があったが、防衛装備庁は、合衆国政府から四半期ごとに明細書の送付を受けていたものの内容を確認していなかったことから、返済請求を行っておらず、30 年度末においても同額（邦貨換算額 4,826 万円）が入金されたままとなっていた事態が明らかとなった。防衛装備庁は、3DD に係る返済金の返済請求を行うなどの処置を講じた。

事例 7：輸入調達した整備用器材等の重要物品の物品管理簿への記録が不適切

国の物品は、物品管理法等に基づき、各省各庁の長から委任された物品管理官が、管

理上必要な事項を物品管理簿に記録し、財務大臣が指定する重要物品については取得価格も記録しなければならないとされている。FMS等の輸入調達により調達した誘導弾整備用器材の物品管理簿への記録状況等を検査院が検査したところ、海上自衛隊舞鶴弾薬整備補給所（舞鶴弾補所）が受領した納入が複数年度にわたる整備用器材について、海自補給本部が必要な情報を舞鶴弾補所に示していなかったため、物品管理簿に取得価格及び重要物品であることを示す性質区分が適正に記録されておらず、その結果、重要物品について作成される物品増減及び現在額報告書に整備用器材1品目（取得価格90億2,837万円）が計上されていない事態が明らかとなった。舞鶴弾補所は、整備用器材の物品管理簿の記録内容を適正なものとするなどの処置を講じた。

（3）資産、基金等のストックに関するもの

事例8：農林漁業信用基金の漁業信用基金協会への過大な貸付金

（独）農林漁業信用基金は、政府出資金（257億8,980万円）等を原資として、各漁業信用基金協会に対して計261億3,000万円を貸し付けている（平成30年度末時点）。同貸付金は中小漁業者等が融資機関から漁業近代化資金等を借り入れる際に協会が行う債務保証に係る保証債務の額を増大させる原資である。中小漁業者等が債務不履行となった場合に協会が代位弁済を行うが、26年度から30年度に同貸付金により代位弁済を行った額は年度ごとに1億3,237万円から5億3,278万円であり、貸付金残高に対して著しく低い水準であった。検査院が試算した結果、今後、使用が見込まれない貸付金のうち政府出資金を財源とする額は88億6,947万円と認められ、検査院は、過大な貸付金に相当する政府出資金を信用基金から国庫に納付させること等を求めている。

事例9：中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における余剰資金

（独）中小企業基盤整備機構は、平成16年に産業基盤整備基金から承継した業務のうち、第2種信用基金により実施する債務保証業務のための原資として政府出資金等を受けており、29年度末時点で基金残高は399億7,829万円（うち政府出資金375億4,874万円）となっている。検査院が検査したところ、近年は債務保証の実施は極めて低調となっていることから、必要な政府出資金の額は172億8,770万円と試算された。検査院は、経済産業省及び機構において、政府出資金について真に必要な額を検討し、必要額を超えて保有されているものは速やかに国庫納付すること等を求めている。

（4）行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例10：企業主導型保育事業の低調な利用状況及び施設開設の遅延

内閣府が、平成28年度から実施している企業主導型保育事業について、検査院が検査したところ、①30年10月時点において開設後1年以上経過した173施設のうち、設置者が利用定員の設定に係る調査を十分に行っていないなどの理由により、同月時点及びその直近1年間（29年10月から30年9月）の定員充足率がいずれも50%未満と利用が低調である施設が72施設となっている事態（国庫補助金相当額31億6,880万円）、

②保育施設に係る設備基準等への適合確認が十分に行われぬまま整備を実施し、整備途中での設計変更等が生じた等の理由により、30年4月までの開設予定が遅延している保育施設が9施設となっている事態（同6億9,198万円）等が明らかとなった。

事例11：医療情報連携ネットワークシステムの低調な利用状況

厚生労働省は、患者の同意の下、病院・診療所等の中で医療情報を効率的に共有するため、地域における医療情報連携ネットワークを整備する市町村・医療法人等（事業主体）を助成する都道府県に各種交付金を交付している。104事業主体が整備等を行った60システムを検査院が検査したところ、①システムの動作確認が不十分なため、システムが利用できない状態となっていた事態（交付金相当額1,333万円）、②参加者が皆無であるなどして、システムが全く利用されていなかったり、利用が低調となったりしている事態（同2,613万円）、③システムの一部の機能が未利用となっていたり、利用が低調となったりしている事態（同12億1,237万円）などが明らかとなった。

事例12：政府共通プラットフォームに整備したセキュアゾーンが利用されないまま廃止

総務省は、平成29年4月に、インターネット等とのデータ交換等を完全に遮断した情報セキュリティ水準の高い環境（セキュアゾーン）を政府共通プラットフォームに整備し運用を開始した。検査院が検査したところ、①セキュアゾーンの整備を選択するに当たり、取り扱う情報の重要度等に応じた対策の選択肢、各対策に対する需要の規模及び費用対効果の把握又は検討が十分でなかったこと、②セキュアゾーンの整備に係る各府省との調整が十分でなかったことから、当該セキュアゾーンについて本来の目的での利用実績が全くないまま30年度末に廃止された事態が明らかとなり、また、セキュアゾーンの整備に当たり内閣官房のITガバナンスが十分に機能していなかったと認められた（セキュアゾーンに係る支払額18億8,709万円）。

（5）その他の事例

事例13：量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響【特定検査状況】

日本銀行は、平成25年4月の量的・質的緩和導入以降、総資産残高及び総負債残高を毎年度増加させている。検査院が検査したところ、①25年度以降、長期国債等の買入れ増大に伴う受取利息等の増加等により、27年度を除き経常利益が増加していること、②27年11月の日本銀行法施行令等改正以降、債券取引損失引当金の積立額が大きく増加していること、③資産規模の拡大による収益の振幅増大に備え、法定準備金について、25、26年度は日本銀行法に定められた当期剰余金の5%に相当する額以上を積み立てたことなどが明らかとなった。検査院は、日本銀行において、将来の市場金利等の変動に備え、債券取引損失引当金等及び法定準備金の規模について不断の検証を行い、適切に積み立てることで財務の健全性の確保に努めるとともに、同行の財務の状況について国民に分かりやすく説明していくことが重要であるなどとしている。

5. 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った不当事項等について、その後の会計検査での確なフォローアップが行われており、19年度検査報告以降、その是正状況が掲記されている。

(1) 不当事項に係る是正措置の状況

昭和21年度から平成29年度までの検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが367件、92億9,769万円（前年度411件、102億1,397万円）あり、このうち金銭返還を要するものが360件、91億6,629万円（前年度398件、98億9,198万円）あった。

(2) 処置済事項に係る処置の履行状況

平成29年度決算検査報告で改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととされた処置済事項66件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったものなど7件を除いた59件について履行状況をみたところ、改善処置が履行されていなかったものは見受けられなかった。

6. おわりに

30年度検査報告では、国民生活の安全性の確保に関する指摘に特徴的なものがみられた。例えば、政府は平成30年7月豪雨や、北海道胆振東部地震等を受けて「重要インフラの緊急点検」を実施し、30年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定して重要インフラの防災・減災、国土強靱化対策を進めているところであるが、事例1や事例3のように、地震や豪雨に対する安全性の調査がその後講ずべき対策に結びついていないものや、事例2や事例4のように、ダム等の重要設備の管理施設や、河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備といった重要インフラの付随施設・設備が所要の耐震性を有していないおそれがあるものが指摘されている。政府は、令和2年1月20日に国会に提出した令和元年度補正予算（第1号）において、国土強靱化関係予算全体で1兆1,520億円を確保し¹⁰、防災・減災、国土強靱化を強力に推進することとしているが、災害時において重要インフラ等の機能に支障を来すことがないように、検査院からの指摘等を踏まえて、重要インフラ等の点検から改修までを確実に実施するとともに、施設や設備の本体だけでなく、付随施設・設備の全てを一体として捉えて対策を講じていくべきである。

政府は、子ども・子育て支援施策を実施しているが、検査院は、平成28年度より実施されている企業主導型保育事業について検査し、虚偽の内容の事業完了報告書により助成金が過大に交付されていたもの（事例5）や、企業主導型保育施設の利用が低調であったり、保育施設の開設が遅延していたりしていたもの（事例10）を30年度検査報告に掲記している。企業主導型保育事業は、待機児童の解消等を図るための重要な施策の一つとされ、

¹⁰ 財務省『令和元年度補正予算（第1号）の概要』<https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/sy011213/hosei011213c.pdf>（令2.1.22最終アクセス）

今後も多額の国庫補助金が交付されることが見込まれることから、政府は、これらの事態の再発防止に向けた企業主導型保育事業の見直しを適切に実施していくべきである。

30年度検査報告では、検査要請事項に関して実施した検査の中で明らかとなったものについて指摘事項として取り上げられている例が見られた。事例6及び事例7は、平成30年6月18日に参議院決算委員会で議決された検査要請事項「有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達状況について」を受けて実施された検査の中で明らかとなった事項である。検査院には、検査要請事項について幅広く検査を実施してその状況を取りまとめるだけでなく、違法又は不当な事態や是正改善を要すると認める事態を認めた場合には指摘事項として取り上げていくことを引き続き期待したい。

検査院は、これまでも資金、基金等のストックに関する検査を実施しているが、30年度検査報告においても、事例8及び事例9のように余剰な資金が独立行政法人等において保有されている事態が指摘されている。中小企業基盤整備機構等には、財政の効率的な運営等の観点から、必要な保有資金規模の見直しや国庫納付等の必要性について速やかに検討し、国庫納付等の必要性を認めた場合には直ちに国庫納付等を行うべきである。

また、情報通信（IT）関連では、事例11及び事例12のように、導入した情報システムが利用されていないものや、利用が低調であるものが指摘されている。令和元年6月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、「デジタル化自体は手段であって目的ではない」、「デジタル技術の導入により、国民生活の利便性が向上し、行政機関や民間事業者等の効率化に資するものでなければ意味がない」とされている。システム利用者のニーズに応える使い勝手の良いシステムを導入し、状況に応じたシステム改修を実施しなければ、多額の公費を投入しても、国民生活の利便性向上や行政機関、民間事業者等の効率化といった政策目的が達成できないおそれがある。政府は、システムの整備に当たっては、システム利用者のニーズを的確に把握したり、システムの活用に向けた調整やフォローアップを実施したりすることの重要性を改めて認識し、改善に向けた取組を着実に実施すべきである。

なお、特定検査状況では、量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について掲記されている（事例13）。検査院は、平成25年4月の「量的・質的金融緩和」の導入を踏まえて、平成25年度決算検査報告以降毎年度、量的・質的金融緩和等が日本銀行の財務へ与える影響について検査し、特定検査状況として検査報告に掲記している。30年度検査報告では、債権取引損失引当金等及び法定準備金の積立額が将来の備えとして必要十分かについて不断の検証を行うことなどが所見として示されており、本掲記内容を踏まえ、国民的な議論がなされていくことが期待される。

厳しい財政状況の下、内閣から独立した機関である検査院の役割は大変重要である。国会においても、政府に対する事後的な財政統制を機能させるべく、30年度検査報告を積極的に活用し、内閣に対して今般検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を一層促していくことが重要である。

（せがわ しょうた）